

島田市告示第81号

島田市バスツアー誘客促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市バスツアー誘客促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、バスを利用した団体旅行を促進し、観光業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内を巡るバスツアーを催行する旅行事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バスツアー バスを利用した旅行であって、参加人数（乗務員及び添乗員の人数を除く。以下同じ。）がバス1台につき15人以上であるものをいう。
- (2) 観光施設等 観光施設、文化施設、土産物店、農産物直売所、飲食店その他市長が適当と認める施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業（第6条第3号において単に「旅行業」という。）の登録を受けた者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の観光施設等の2か所以上の利用をその行程に含むバスツアーを催行する事業（市長が別に定めるものを除く。）であって、市長が別に定める期間に催行するものとする。

(補助額及び限度額)

第5条 補助金の額は、バス1台につき3万円（宿泊（市内の宿泊施設を利用する宿泊に限る。以下同じ。）を伴うバスツアーにあっては、7万円）とする。

2 補助金の額の合計額は、一の営業所につき50万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、催行しようとするバスツアーの出発日（当該バスツアーが複数ある場合にあっては、催行日程が最も早いバスツアーの出発日）の20日前までに規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) バスツアーの行程が分かる書類
- (3) 旅行業の登録を受けたことが分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする事とする。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けた年度の終了後5年間は、市長から求めがあった場合は、当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、市長が別に定める日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第1号）

(2) バスツアーの行程が分かる書類

(3) 観光施設等利用証明書（様式第2号）

(4) 宿泊を伴うバスツアーを催行した場合には、宿泊証明書（様式第3号）

(5) 市長が別に定めるアンケート

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

（ 枚目）

ツアー名	
市内宿泊の有無	無 ・ 有（宿泊施設： ）
市内の観光施設等	
催行日程等	（出発地： ）
参加人数	人
バス利用台数	台

ツアー名	
市内宿泊の有無	無 ・ 有（宿泊施設： ）
市内の観光施設等	
催行日程等	（出発地： ）
参加人数	人
バス利用台数	台

ツアー名	
市内宿泊の有無	無 ・ 有（宿泊施設： ）
市内の観光施設等	
催行日程等	（出発地： ）
参加人数	人
バス利用台数	台

ツアー名	
市内宿泊の有無	無 ・ 有（宿泊施設： ）
市内の観光施設等	
催行日程等	（出発地： ）
参加人数	人
バス利用台数	台

観光施設等利用証明書

1 旅行事業者名（営業所名まで記載してください。）

2 利用の内容

利用日	ツアー名	利用人数	バス利用 台数	施設確認欄
年 月 日		人	台	
年 月 日		人	台	
年 月 日		人	台	
年 月 日		人	台	
年 月 日		人	台	
年 月 日		人	台	
年 月 日		人	台	

(注)

- 1 利用人数の欄には、乗務員及び添乗員を除いた人数を記入してください。
- 2 施設確認欄には、各利用日における内容を確認した者がその都度署名し、又は押印してください。

上記のとおり、当施設が利用されたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

観光施設等の名称

代 表 者 氏 名



宿泊証明書

1 旅行事業者名（営業所名まで記載してください。）

2 宿泊の内容

宿泊期間	ツアー名	宿泊人数	バス利用 台数	施設確認欄
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	
年 月 日から 年 月 日まで		人	台	

(注)

- 1 宿泊人数の欄には、乗務員及び添乗員を除いた人数を記入してください。
- 2 施設確認欄には、各宿泊期間における内容を確認した者がその都度署名し、又は押印してください。

上記のとおり、当施設に宿泊されたことを証明します。

年 月 日

所在地

宿泊施設の名称

代表者氏名

